

4月1日から本稼動

新情報システムで社会教育施設の

利用がさらに便利に

Q どのようにかわるの？

施設に来館しなくても、自宅のインターネットから次のことが簡単にできます。

公民館、ふるさと館、スポーツ施設の空き状況検索および仮予約ができます。

仮予約する場合は、事前に利用者登録が必要です

図書館の蔵書が検索できます。
阪神間7市の情報も検索できます。(スポーツ施設の空き状況と図書館の蔵書情報など)



電話および携帯電話からでも

インターネット以外に、電話および携帯電話からコンピュータの自動音声応答により空き状況検索および仮予約ができます。



Q 仮予約ができるのは、どんな施設？

次の施設では、インターネットや電話(携帯電話)から空き状況の検索や仮予約ができます。

- 中央公民館
- 日生公民館
- ふるさと館
- 文化体育館(イナホール)
- 勤労者総合スポーツ施設(体育館)
- スポーツランド・テニスコートなど

Q パソコンをお持ちでない方は？

次の施設に利用者端末(パソコン)を設置しますので、お気軽にご利用ください。

- 日生・六瀬住民センター
- 文化体育館(イナホール)
- 勤労者総合スポーツ施設(体育館)
- B & G財団猪名川海洋センター
- 生涯学習センター(中央公民館)
- 町役場(ホール)

この端末では、阪神間の情報を検索することはできません

仮予約の登録方法および検索方法など詳細については、2月・3月号の広報いながわでお知らせします。

問合せ先
生涯学習課 (767-2600)
文化体育館 (766-7400)

人権作文

私は、あらためて「言葉やそれ以外の方法でも伝えることは、大切なんだな」と感じました。

私はこの夏休みに何冊かの本を読みました。それは、まなごなのですが、耳の聞こえない人達の本です。

今は、昔のように人を人としてみていないようなあまりにもひどい差別は、ほとんどなくなつたとは思いますが、けれど、今の差別は、「無視」するものではないでしょうか。

生まれつき耳が聞こえない人は、会話がうまくできません。耳が聞こえる私達は周りの人の声を耳から聞いて、いつのまにかしゃべることができ

るようになったのです。でも、生まれた時から耳から何も情報が入ってこない、それがうまくできないのです。だから、初めて聞いた時はちよつとびっくりするような声なのですが、それを陰で「変な声」とか言うのは、その人に対して失礼です。また、その声が聞きたくないし会話もめんどうだと考えるのもいけません。

人間はひとりひとり違う。だから、ひとりひとりの特徴もあります。私にだってあります。「耳が聞こえない」というのも特徴の一つだから、それを「変だ」というのは、その人の人権を無視していることになりま。だからいけないのです。

事故や病気で突然聞こえない人達もいます。そういう人達は、だんだん無視される

ようになつて孤立していきま。もともと友達だった人が離れていってしまうこともあります。やはり、そうになったとき、本人はすごく悲しいと思います。本当は、前みたいにおしゃべりしたり、音楽と一緒に聴いたりしたいのに、できないのです。そこで支えてくれる人がいなかったら、本当につらいと思います。

耳の聞こえない人達が伝える方法は、筆談もありません。やはり手話が便利だと思います。

何冊かの本を読んでいて印象に残った言葉があります。「私達の方にやるべきこと。」これは、ろう学校の生徒が先生に言った言葉です。その先生は、前まで手話の授業をしていたのに、「手話は、社会に出て生きていけない。受け

入れてもらえない。」と考えが変わり、「口話の授業に変えます。」と言いました。その時、生徒がその先生に言ったのです。

私は、どちらの気持ちもわかりません。確かに社会に出て手話は通用しないかもしれないけれど、通用しない社会にしているのは、私達「聞こえない人」なんだと思います。

最近、お店でも手話で接客する、というのをニュースで見ました。でも本当は、これが当たり前になつていかなければいけないのです。

やはり、同じ人間なんです。言葉でも、手話でも、伝わらなくつれいし、伝えられたら同じ気持ちになれます。このようなことが、本当にとても大切なことなんだと思つていきます。

六瀬中学校 3年 前西麻由さん(同校2年のときの作品)

町議会定例会(12月議会)審議内容

12月10日から12月定例会が開会され、人事案件や補正予算など21議案が原案どおり可決、同意されました。

人事案件 教育委員会委員の選任(奥村眞事さん(仁頂寺 59歳)の選任に同意するもの)

平成14年度補正予算 町一般会計補正予算(第3号)「予算の総額に歳入歳出それぞれ2億296万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億1495万4千円とするもの」

町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 町農業共済特別会計補正予算(第1号) 町農林商工業振興資金特別会計補正予算(第1号) 町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

条例改正 町水道事業給水条例「水道法の改正に伴い、貯水槽水道の管理規定の整備と水道料金の見直しを行うもの」 町福祉基金条例「町の福祉の振興を図る経費に当てるため、基金の全部または一部を処分することができるようにするもの」 町奨学金条例「制度の充実を図るため、現行の給付制度を貸与制度に一本化するもの」 職員

の給与に関する条例「国家公務員に対する本年の人事院勧告及び町条例準則の改定案を勧案し改正するもの」 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例「町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例」同

平成13年度決算認定 9月定例会で決算特別委員会に付託されていたものです。

一般会計 国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 老人保健特別会計 住宅改修・新築資金特別会計 農業共済特別会計 農林商工業振興資金特別会計 下水道事業特別会計 奨学金特別会計